

民法改正による成年年齢引き下げ後の成人式の名称について

教育委員会 生涯学習課

《これまでの経緯》

平成30年6月に成立した民法の一部を改正する法律により、令和4年4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。それに伴い、成人式の対象年齢や開催時期、その名称等について検討が必要になりました。

成人式については、その時期やあり方等について法律上の定めはなく、各自治体の判断で実施されています。

岡谷市においては、令和3年7月1日開催の行政管理委員会、7月6日開催の定例教育委員会での承認を経て、今までと同様に20歳の方を対象に人生の節目を祝う催しを毎年1月に開催することとなりました。

《名称について》

全国的な傾向として、「二十歳のつどい」などに変更する自治体が多くみられるものの、今までどおり「成人」を使う自治体も少なからずございます。

岡谷市としては、民法改正に伴い、18歳で成人となることを意識してもらうためにも「成人」は使わず、どのような催しなのかが一目でわかり、祝意を感じてもらえるような名称を検討してまいりました。

《新名称》

二十歳を祝う会（はたちをいわうかい）

《実施予定概要》

令和5年 二十歳を祝う会

日 時 令和5年1月8日（日） 午後2時

場 所 岡谷市文化会館（カノラホール）

該当者 平成14年4月2日から平成15年4月1日までの出生者で市内に在住する者及び市内に親等が在住する者